

案件名称

令和8～10年度自殺予防夜間・休日電話相談事業業務委託

番号	質問	回答
1	令和5～7年度の契約金額をご教示ください。	3年度分の委託契約は来年度から新たに実施するため、お答えできかねます。
2	令和5～7年度における、各年度ごとの入電件数（できればうち無言電話件数も）をご教示ください。	相談件数（無言電話を含む）は以下のとおりです。 令和5年度：1,472件 令和6年度：1,537件 令和7年度：1,104件（12月末現在）
3	企画提案書の募集を行う委託業務の概要（4）委託費用上減額 最低制限価格がございましたらご教示ください。	最低制限価格は設定していません。
4	委託仕様書 5業務内容等 (3) 相談時間 令和6年度、令和7年度（12月まで）入電件数、相談件数を月別、時間帯別でご教示いただけないでしょうか。 合わせて、頻回利用者（いたずら目的での利用者も含む）の報告件数とご留意点をご教示ください。 ※「入電件数」とは電話がかかってきた本数をカウントしたものです	相談件数と入電件数の区別はしておりません。 ・月別相談件数については以下のとおりです。 令和6年度：（最高値）5月 153件 （最低値）9月 108件 令和7年度：（最高値）5月 154件 （最低値）11月 102件 （12月末現在） ・時間帯別件数については以下のとおりです。 令和6年度：平日 16時から 24時までは 876件、土日祝日 9時から 15時までは 289件、土日祝日 16時から 24時までは 372件です。 令和7年度：平日 16時から 24時までは 583件、土日祝日 9時から 15時までは 215件、土日祝日 16時から 24時までは 306件（12月末現在）です。

		<p>・頻回利用者の相談件数については把握しておりません。留意点については、ご提案をお願いいたします。</p>
5	<p>委託仕様書 5 業務内容等 (7) 相談対応</p> <p>貴県の関係機関、貴県が実施しているSNS相談や厚生労働省が実施する電話相談・SNS相談等の案内先数をそれぞれご教示いただけないでしょうか。</p>	<p>三重県の相談窓口は以下のリンク（三重県自殺対策推進センターHP「相談窓口のご案内」）をご参照ください。</p> <p>https://www.pref.mie.lg.jp/kokoroc/kokoro/kokoro00006.htm</p> <p>厚生労働省の相談窓口は以下のリンク（厚生労働省HP「まもうよこころ」）をご参照ください。</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokoko/soudan/</p>
6	<p>委託仕様書 5 業務内容等 (7) 相談対応</p> <p>貴県あて報告書の内容をご教示いただけないでしょうか。また現在使用している書面をご教示いただけますと幸いです。</p>	報告書の内容についてはご提案をお願いいたします。
7	<p>委託仕様書 5 業務内容等 (9) 報告及び報告書の提出</p> <p>各年度の3月分について、3月31日までに提出することと記載がございますが、猶予いただくことは可能でしょうか。（例：3月15日までの相談件数を3月31日までに報告等）</p>	「令和8～10年度自殺予防夜間・休日電話相談事業業務委託仕様書」5（9）で記載しているとおりです。
8	<p>委託仕様書 5 業務内容等 (9) 報告及び報告書の提出</p> <p>貴県へ引き継ぐべき内容の判断基準について、具体的にどのようなものかご教示いただけないでしょうか。</p>	「令和8～10年度自殺予防夜間・休日電話相談事業業務委託仕様書」5（9）で記載しているとおり、相談の内容から速やかに三重県へ引き継ぐべき内容と判断される場合です。こちらについても、ご提案をお願いいたします。
9	委託仕様書 5 業務内容等	相談内容と対応の記録も合わせて添付い

	(9) 報告及び報告書の提出 別紙にある報告内容について、件数のみのご報告で差し支えないでしょうか。	ただきますようお願ひいたします。
10	委託仕様書 5 業務内容等 (9) 報告及び報告書の提出 現在使用している報告書をご教示いただけないでしょうか。また個別報告、職業別および居住地について、どの範囲までのものなのかご教示いただけますと幸いです。	・報告書については、No 6 の回答のとおりです。 ・個別報告については、No 6、8 の回答のとおりです。
11	令和 5 年度、令和 6 年度、令和 7 年度の相談件数についてそれぞれご教示ください。	No 2 の回答のとおりです。
12	業務委託仕様書 5 (9) 「報告及び報告書の提出」に、「1か月分の相談記録および報告書を作成」とありますが、現在使用しているフォーマットをご提供いただけるでしょうか。	No 6 の回答のとおりです。
13	業務委託仕様書 5 (9) 「報告及び報告書の提出」に、相談の内容から速やかに三重県へ引き継ぐべき内容と判断される場合」とありますが、令和 5 年度、令和 6 年度、令和 7 年度のそれについて、翌開庁日に報告をしている件数をご教示ください。	令和 5 年度、令和 6 年度は 5 件以内、令和 7 年度は 10 件以内 (12 月末現在) です。
14	企画提案コンペ参加仕様書	プレゼンテーション前に各評価項目の点

	<p>5 (2) に審査基準の記載がありますが、①～⑤について、項目ごとの配点をご教示いただけますか。また①～⑤のそれぞれについて、内訳もあれば、その配点をご教示いただけますか。</p>	<p>数配分は公開していません。</p>
--	---	----------------------